

令和元年度環境部主要事業について

[環境政策課]

1 地球温暖化対策

- (1) 「太陽光発電設備等エコハウス促進総合補助金」「緑のカーテンによる緑化の推進」「事業所の省エネ相談会の実施」により，市民・事業者の創エネ対策を支援する。あわせて公共施設等の低炭素化を促進していく。
- (2) 地球温暖化対策のための国民運動「クールチョイス（賢い選択）」の啓発を継続する。

2 柏市生きもの多様性プラン推進

- (1) 柏市生きもの多様性プランの改訂を行う。
- (2) 市内の自然環境の保全及び活用を促進するため、「谷津保全事業」「増尾の森整備・活用事業」「柏の自然と生きもの講座」の各事業を継続する。

3 放射線対策

- (1) 市による空間放射線量の測定等
市内全域の主要道路・通学路を測定し，その公表を行うほか，要望に応じて民有地の空間放射線量の訪問測定を行い，対策に関する相談に応じる。
- (2) 自主的な空間放射線量の確認支援等
自らの手で放射線の状況を確認したいとのニーズに応えるため，空間放射線量測定器の市民への貸し出し，町会・自治会等の測定や除染作業の支援を継続する。

4 公害対策

- (1) 大気（PM_{2.5}，光化学スモッグ）・公共用水域等の水質の監視を継続する。また，特定施設（工場・事業所）等の立入り検査を行い，公害等につながる過剰な環境負荷の発生がないかを確認する。
- (2) 土壌汚染に係る事案が発生した場合に備えて，適切に対応できる体制の整備を行う。
- (3) 「合併処理浄化槽設置奨励補助金」の支給を継続し，市民の浄化槽設置の補助を行う。

[廃棄物政策課]

1 3 R 行動の普及・促進

(1) 家庭系ごみの減量

食品ロス抑制対策や、ざつ紙類の資源化の徹底を中心に、ごみ減量広報紙や市ホームページを通じた市民のごみ減量意識の高揚を図る。また、容器包装プラスチック類（プラスチック系ごみ）をはじめとした分別指導について、転入者対策を中心に強化し、ごみの適正排出を推進する。

(2) 事業系ごみの減量

市内事業系ごみの排出状況を分析し、コスト意識に訴えかけたごみ減量の指導・啓発を行う。また、事業系ごみ減量の規範となるため、市役所の紙ごみの資源化の徹底によるごみの削減に取り組み、市内事業所に対してごみ減量モデルとして紹介する。

2 放射性物質を含む焼却灰の安定処分

(1) 南北クリーンセンターと連携し、放射性物質を含む焼却灰の民間処分場での処分の継続を目指す。

(2) 指定廃棄物については、国が長期管理施設（指定廃棄物を長期にわたり安全に管理するための施設）を確保するまでの間、安全な仮保管及び定期的な放射線量の測定を行う。また、指定廃棄物が安全かつ速やかに、長期管理施設に搬入されるよう適切に対処する。

3 柏市リサイクルプラザ長寿命化工事

平成14年4月に稼働を開始し、17年が経過している。廃棄物の安定的な処理の実現と、施設のライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化工事を行う。

今年度から令和2年度にかけプラント設備の大規模な更新工事を行い、令和2年度から令和3年度にかけて建築工事等を行う予定である。

4 その他

本市では、平成14年以降に家庭ごみの収集業務に携わる現業労働職員を採用していないため、その欠員を補充し、安定的な家庭ごみの収集を維持するため、平成27年10月に、第一期家庭ごみ収集業務委託を実施した。

これにより、現在、不燃ごみ収集で収集車10台相当、また、可燃ごみ収集で収集車5台相当の業務を、民間事業者に委託している。第一期家庭ごみ収集業務委託から約4年が経過しており、その間に定年退職等による欠員が発生していることから、第二期家庭ごみ収集業務委託の実施を検討する。

[環境サービス課]

1 ごみの適正排出の向上と周知

(1) ごみ出しカレンダーの作成及び配付

平成31年度のごみ出しカレンダー作成に際し、視覚的に分別を判断できるように、文字を減らし、図を強調するように編集した。今後も、市民から寄せられる意見や要望を集約、検討し、新年度のごみ出しカレンダー作成時に反映させていく。

(2) ごみ減量アプリの運用継続と改良

ごみの分別のツールとして平成29年度から提供を始めたスマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあーる」について、スマートスピーカーに対応するなど利便性の向上が図られた。引き続き多くの方から利用されるよう周知を進める。

2 環境美化

(1) 不法投棄対策

市民や土地所有者、行政機関等で構成される不法投棄対策協議会や警察と連携した投棄者の検挙、パトロールと防止カメラ、看板の設置等による抑止力を強化し、不法投棄されない環境を作り、未然防止を図る。

(2) ぽい捨てごみ対策

路上喫煙等防止パトロールの強化やごみが多く散乱する駅周辺の定期的な清掃委託、また、美化サポーターや町会等の市民の方々の自主的な清掃活動等の協力を得ながら環境美化推進に努める。

3 山高野浄化センター

(1) 老朽化対策

昭和58年4月に稼働を開始し、平成16年度に大

規模改修を行なった当施設処理棟において、棟内への雨水の漏水及び外壁塗装の劣化が生じており、今年度12月を工期として修繕工事を行う。

また、営繕管理室による施設調査において、令和2年度に更新予定とされた同施設管理棟の屋上防水及び外壁塗装について来年度実施するものとして予算要求を行う。

いずれも平成30年度に設計業務委託により設計を完了している。

(2) 施設管理運營業務委託契約

令和2年度末に契約期間が満了する当施設管理運營業務委託について、契約更改に向けた準備を進める。

5年間の長期継続契約であり、額面も大きいものであるため、事業者及び契約課との調整を進め、円滑な契約更改を目指す。

[北部クリーンセンター]

1 放射能対策

(1) 草木の分別収集の継続、焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施する。

(2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[南部クリーンセンター]

1 放射能対策

(1) 草木の分別収集の継続、焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施する。

(2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[産業廃棄物対策課]

1 産業廃棄物不適正処理監視事業

- (1) 監視パトロールにより，産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止する。また，冬季には上空からの監視パトロール（スカイパトロール）を実施する。
- (2) 不適正堆積等を行う行為者等に対し，産業廃棄物の搬出及び適正処理の指導を行う。

2 産業廃棄物処理業者指導監督事業

- (1) 産業廃棄物処理業の許可時及び産業廃棄物処理施設の設置審査時において厳正な審査を行い，特に欠格事由に該当する場合には不許可処分を行う。
- (2) 産業廃棄物処理業者を対象にセミナーを開催する。
- (3) 許可施設の維持管理状況確認及び指導のため立入検査を実施する。
- (4) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の徴収を行う。

3 使用済自動車処理業者指導監督事業

- (1) 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業の登録審査を行う。
- (2) 使用済自動車の解体業及び破碎業の許可審査を行う。
- (3) 使用済自動車の解体業者等の事業場への立入検査を実施する。

4 PCB廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業

- (1) PCB廃棄物を保管している事業者等から保管及び処分の状況に関する届出の受付等を行う。また，保管を行っている事業場等への立入検査を行う。
- (2) PCB含有電気機器等を保有する事業者への法定届，適正処理の指導を行うとともに，未確認事業者への調査を継続する。

5 土砂等の埋立等の規制条例に基づく事業

- (1) 計画協議時，許可申請時等の厳正な審査を行う。
- (2) 監視パトロールで違反行為者に対して，適切な是正指導を行う。
- (3) 監視パトロール及び土壌等の検査時に，計画に沿った埋立構造か，周辺状況に問題ないか等を確認し，適

宜指導を行う。